

いわくにワークスペース Class Labo 利用規約

第 1 条（趣旨）

いわくにワークスペース Class Labo（以下「本施設」という。）は、株式会社街づくり岩国（以下「管理者」という。）が「岩国くらす」の推進を図るため、創業等の多様なニーズに対応するワークスペースを提供する施設です。本施設の利用等について必要な事項を定めるものとします。ご利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、遵守してください。

2 「岩国くらす」とは、岩国駅周辺における「みんなで創るまちづくり」運動のことです。誰でも身近なことから街のにぎわいに取り組む地域参加型の運動を目指しています。

第 2 条（施設の名称及び位置）

- (1) 名称 いわくにワークスペース Class Labo
- (2) 位置 〒740-0018 山口県岩国市麻里布町 2 丁目 3 番 6 号 2F

第 3 条（利用の目的）

本施設の利用を契約した者（以下「利用契約者」という。）は、Class Labo 利用申込書兼契約書に記載する目的のみに使用し、その他の目的に使用してはなりません。

第 4 条（休館日等）

利用契約者から書面による申し出がない限り、年末年始（原則として12月29日～1月3日）を休館日とします。ただし、施設の管理運営上必要な場合は、臨時に休館する場合があります。

第 5 条（開館時間等）

本施設の利用時間は、午前7時30分から午後9時までとします。なお、会議室及びWEB室（以下「会議室等」という）を利用する者は、事前申し込みにより、平日の午前9時から午後8時まで利用することが可能とします。ただし、施設の管理運営上必要な場合は、臨時に開閉時間を変更する場合があります。

第 6 条（利用の申し込み等）

本施設を利用しようとする者は、Class Labo 利用申込書兼契約書（様式第1号）の利用申込書に記入して管理者に提出しなければなりません。その場合、管理者において審査及び選考を行った上で利用を認めることを決定した後、申込者はClass Labo 利用申込書兼契約書の利用契約書に記入・押印をして利用契約を締結します。なお、利用契約者は、利用申込書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに管理者に届け出なければなりません。

2 会議室等利用者は、管理者が別に定める手続きに基づき、本規約を承諾の上、利用の申し込みを行うものとします。

3 上記2項の利用は、管理者が本施設において提供する機能及びサービスの一部を利用するものであり、借地借家法の適用を受ける建物賃貸借契約に該当するものではありません。

第 7 条（利用料金等）

本施設の利用料金は、別表1のとおりです。なお、利用料金は、管理者が指定する期日までに管理者が指定する方法によりお支払いいただきます。

第 8 条（利用期間）

本施設の利用期間に制限はありませんが、原則 3 年ごとに更新手続きをお願いします。ただし、期間満了の 2 ヶ月前までに管理者又は利用契約者から書面による利用中止の申し出がない場合は、同一条件で利用期間が次の期間延長されることとします。

第 9 条（中途解約）

利用契約者は利用契約を解約しようとする場合は、希望する解約日の 2 ヶ月前までに、管理者に書面により解約の申し出を行う必要があります。

第 10 条（会議室等を利用する者）

本施設は、利用契約者以外の者の利用を原則として禁止します。ただし、利用契約者以外の者（以下「来客」という。）が会議室等を利用する場合は、その必要の範囲内において、受付で所定の手続きを経て、利用することを認めます。この場合、当該来客についても、本規約は適用されることとします。

第 11 条（住所利用、法人登記）

利用契約者は、自らの会社等の住所として、名刺やホームページ等に本施設の住所を記載することができるものとします。ただし、利用期間終了後は、直ちに記載を変更しなければなりません。

2 利用契約者は本施設の住所を法人登記の住所とすることができるものとします。この場合、登記後、速やかに現在事項全部証明書を管理者に提出しなければなりません。

第 12 条（権利義務の譲渡等の禁止）

利用契約者は、本規約により生じる一切の権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保の用に供することはできません。

第 13 条（禁止事業）

本施設内においては、次の各号に該当する事業を行うことを禁止します。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 性風俗に関するもの
- (4) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切ではないもの
- (5) 暴力団関係者及びそれに関するおそれのあるもの
- (6) 政治性のあるもの及び宗教性のあるもの又は迷信もしくは非科学的なことに関するもの
- (7) マルチ商法など消費者被害防止の観点から適切ではないと認められるもの
- (8) 公営競技を含め、賭博、ギャンブルに関する事業と認められるもの
- (9) 前各号のほか、管理者が本施設の目的及び公的な施設であることに照らして適当ではないと判断したもの

第 14 条（禁止行為）

本施設内においては、次の各号に該当する行為を禁止します。

- (1) 本施設内の設置物の改変又は移動（管理者の許可を得た場合を除く。）

- (2) 管理者及び他の利用契約者等に迷惑を及ぼす行為並びに音、光、振動、臭気等を発し他の利用契約者等に迷惑を及ぼす可能性のある物品の持ち込み又は使用
- (3) 本施設内の通路、階段等の共用部分を占有すること又は物品を置くこと
- (4) 本施設内での生き物の飼育や持ち込み（盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。）
- (5) 本施設内での宿泊、住居としての利用
- (6) 管理者から利用を許可された場所を無断で第三者に転貸もしくは使用させること
- (7) 本施設又は本施設内の壁等の共用部分に無断で看板やポスター等を掲示すること（ただし、information コーナーでは節度ある掲示は可能）
- (8) 本施設内において無断で物販等の商行為をすること
- (9) 本施設内において宗教活動若しくは政治活動を行うこと
- (10) 本施設内での火気等の使用又は本施設内への危険物の持ち込み
- (11) 違法行為若しくは公序良俗に反する行為、その他、社会通念上不適切と判断される行為
- (12) 前各号のほか、管理者が本施設の管理運営上の必要により禁止した一切の行為

第 15 条（利用上の注意事項等）

本施設内における飲食は、飲み物（アルコール飲料を除く。）及び軽食のみ可能とします。ただし、他の利用契約者の迷惑となる可能性のある飲食物（香りの強い食事など）は禁止します。

2 本施設内での飲酒は禁止します。

3 本施設内は全面禁煙とします。

4 本施設内で発生したごみは、管理者が指定する方法により廃棄してください。また、本施設内で通常の使用により発生したごみ以外のごみの持ち込み及び廃棄は禁止します。第三者に知られたくない情報が記載された書類等については、各利用契約者の責任において必要な処理を行った上で廃棄してください。

5 利用契約者は、本施設が複数の者が共同で利用する形態の施設であることを理解し、相互に協力するとともに、他の利用契約者の迷惑とならないよう相互に配慮してください。特に、騒音・振動・臭気・衛生面等の問題を起こさないように十分注意してください。

6 本施設は、商店街の中に位置しており、利用契約者は、本施設外においても、近隣の店舗や住民の方、通行人に迷惑がかからないよう十分配慮してください。

第 16 条（遅延損害金）

利用契約者が本規約に基づく金銭債務についてその履行を遅延し、管理者による督促後 30 日を超えてもその債務を履行しない場合、利用契約者は管理者に対し、遅延期間中の当該債務に関する滞納額につき年 14.6%の割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した（1 円未満を除く。）遅延損害金を支払わなければなりません。なお、利用契約者は、遅延損害金を支払った場合でも、管理者の契約解除権の行使を免れるものではありません。

第 17 条（損害賠償）

利用契約者は、本施設内において、故意又は過失により管理者又は他の利用契約者若しくは第三者に損害を与えた場合、直ちに管理者にその旨を報告するとともに

に、損害を与えた者に対し、誠実に対処し、自ら責任を持って解決するものとし
ます。

2 利用契約者が故意又は過失により本施設又は本施設内に設置された設備備
品等を破損・毀損した場合、その原状回復に必要な費用を負担していただきます。

第 18 条（免責事項）

次の各号に該当する事由により利用契約者又は第三者が被った損害について、
管理者は一切責任を負わないものとします。

- (1) 地震、水害等の天変地異等の不可抗力による災害
- (2) 停電、事故、本施設内の設備機器の故障等
- (3) 利用契約者が他の利用契約者又は第三者から被った損害
- (4) 利用契約者の私物等の紛失、盗難、破損
- (5) 本施設の臨時休館、開館時間の変更、施設の管理運営上の理由による本施
設内の設備機器等の一時的な提供の休止等
- (6) 本施設におけるセミナー等のイベント開催
- (7) 本規約の改定
- (8) 前号のほか、管理者の責に帰すことができない事由による損害

第 19 条（不可抗力による契約の消滅）

地震、水害等の天変地異等の不可抗力による災害により、本施設の全部又は一
部が滅失又は毀損し、本規約の目的を達成することが不可能又は困難となった場
合、利用契約は当然に終了するものとします。これにより管理者又は利用契約者
が被った損害につき、相手方はその責めを負わないものとします。

第 20 条（契約の解除）

利用契約者において次の各号のいずれかに該当する行為があった場合、管理者
は、利用契約者に対し通知、催告、その他何らの手続きを要することなく、直ち
に利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用申込書の記載内容又は提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 利用契約を継続しがたいと判断できる行為があり、管理者が利用契約者に
対し行為を改めるように催告したにもかかわらず、相当の期間を過ぎても
是正しないとき。
- (3) 管理者による催告にもかかわらず、利用料金等の支払いを 30 日以上遅延
したとき。
- (4) 故意又は過失により、管理者又は他の利用契約者等に対し、著しい妨害や
損害を与えたとき。
- (5) 利用契約者に著しく信用を失墜する事実があったとき。
- (6) 利用契約者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年
法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい
う。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を
有し、若しくは社会的に非難される関係を有することが判明したとき、又
はそのおそれがあると管理者が判断したとき。
- (7) 利用契約者が破産や銀行取引停止処分など事業を継続しがたいと認めら
れるとき。
- (8) 本規約に違反したとき。

2 前項により利用契約が解除された場合において、管理者に損害が及んだ場合、
利用契約者はその損害賠償の責任を免れないものとします。

第 2 1 条（契約終了後の措置）

利用契約者は、その終了原因を問わず利用契約が終了した場合、利用契約者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、原状回復するとともに、直ちに管理者から貸与を受けた一切の物を返却し、本施設内に存在する一切の私物を撤去しなければなりません。かかる終了後 1 か月の期間が経過した後も本施設内に私物が残置されている場合、利用契約者において当該私物に係る所有権を放棄したものとみなして、管理者は当該私物を撤去することができるものとします。この場合、利用契約者は、管理者に対して一切の異議を述べることができません。また、管理者は、利用契約者に対し、当該私物の撤去に要する費用を請求できるものとします。

2 前項のほか、利用契約が終了した場合において、本施設を登記上の住所等としている場合は、変更手続きをしなければなりません。また、本施設の住所を自らの会社等の住所にしていた場合も、直ちに変更しなければなりません。

第 2 2 条（個人情報の利用及び保護）

利用契約者から利用申込又は利用に際して提供を受けた個人情報（個人情報保護法 2 条に定める個人情報をいう。以下同じ。）は、次の各号の範囲で利用することとし、法令に基づく場合を除き、無断で第三者に提供することはありません。

- (1) 本施設の目的及び本施設の管理運営上必要な対応のため
- (2) 岩国市への事業報告その他の情報提供のため

2 提供を受けた個人情報は、個人情報保護に関する法令及び方針に従い厳正に管理します。

第 2 3 条（情報の管理）

本施設内における利用契約者の情報管理は、利用契約者自らの責任で行っていただきます。万一、利用契約者の情報が漏洩した場合でも、管理者は一切その責任を負いかねます。

2 利用契約者は、本施設内において、他の利用契約者の秘密情報を偶然取得した場合、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、第三者に開示、漏洩、公開し、若しくはいかなる利用もしてはいけません。

第 2 4 条（規約の改定）

本規約は管理者の都合により、内容を変更することがあります。なお、変更の際には、管理者から利用契約者へ周知します。

附 則 この規約は、令和 4 年 4 月 2 1 日から適用する。

別表1 利用料金（第7条関係）

区 分	料 金（税込。光熱水費を含む。）												
オフィス	<table> <tr> <td>1. オープンデスク（A）</td> <td>月額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>2. 半個室（B）</td> <td>月額 11,500円</td> </tr> <tr> <td>3. 個室（C）約 3.0㎡</td> <td>月額 16,500円</td> </tr> <tr> <td>4. 個室（D）約 6.9㎡</td> <td>月額 23,500円</td> </tr> <tr> <td>5. 個室（E）約 7.4㎡</td> <td>月額 25,000円</td> </tr> <tr> <td>6. 個室（F）約 10.6㎡</td> <td>月額 32,500円</td> </tr> </table>	1. オープンデスク（A）	月額 8,000円	2. 半個室（B）	月額 11,500円	3. 個室（C）約 3.0㎡	月額 16,500円	4. 個室（D）約 6.9㎡	月額 23,500円	5. 個室（E）約 7.4㎡	月額 25,000円	6. 個室（F）約 10.6㎡	月額 32,500円
1. オープンデスク（A）	月額 8,000円												
2. 半個室（B）	月額 11,500円												
3. 個室（C）約 3.0㎡	月額 16,500円												
4. 個室（D）約 6.9㎡	月額 23,500円												
5. 個室（E）約 7.4㎡	月額 25,000円												
6. 個室（F）約 10.6㎡	月額 32,500円												
WEB室	<p>1. 一般利用者は、30分500円 2. 利用契約者は、30分無料 ただし、30分を超えると30分ごとに500円加算 ※いずれの場合も、午後6時以降の利用は30分800円 ※平日および土曜日、利用可能</p>												
会議室	<p>1. 一般利用者は、30分500円 2. 利用契約者は、30分無料 ただし、30分を超えると30分ごとに500円加算 ※いずれの場合も、午後6時以降の利用は30分800円 ※平日および土曜日、利用可能</p>												
その他	<table> <tr> <td>1. ロッカー</td> <td>月額 500円</td> </tr> <tr> <td>2. 法人登記利用料</td> <td>月額 1,000円</td> </tr> <tr> <td>3. ポスト</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>4. コピー機</td> <td>白黒 5円、カラー 30円</td> </tr> </table>	1. ロッカー	月額 500円	2. 法人登記利用料	月額 1,000円	3. ポスト	無料	4. コピー機	白黒 5円、カラー 30円				
1. ロッカー	月額 500円												
2. 法人登記利用料	月額 1,000円												
3. ポスト	無料												
4. コピー機	白黒 5円、カラー 30円												

※オフィスは、暦月による月単位の料金とする（日割計算は行いません）